船舶用機関等製造業開始届出書

Z

1.	. 事業者の住所氏名(名称)	
2.	. 工場の名称及び所在地	
3.		
4.	. 事業開始年月日	
5.	. 資本金額	
6.	. 工場敷地面積	
7.	 . 施設の概要	
	(一) 設備された機械の台数	
	(二) 鋳造設備の有無	
	(三) 鍛造設備の有無	
上記の通り造船法第六条第一項及び造船法施行規則第四条第一項の規定により 届け出ます。		
	年 月 日	
	届出者住所氏名(名称)	印
	地方運輸局長 運輸管理部長 殿	

(日本産業規格A列4番)

- 記載要領 1. 事業の種類の項には、その事項の対象となる船舶用機関を具体的に電気着火機関、焼玉機関、ディーゼル機関、レシプロ汽機、タービン汽機のごとく記入すること。
 - 2. 設備された機械の項には、旋盤、平削盤、フライス盤、研磨盤その他の工作機械の台数の合計を記入すること。